

昭和四年四月十五日第3種郵便物認定

鳥取県公報

規則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 報酬額表

種	別	単位	報酬額
(一) 文書を要しないもの			
(二) 文書を要するもの			
一部文書を要するもの （複写によるもの）			

- ◆規則 行政書士法施行細則の一部改正
- ◆告示 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◆告示 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止
- ◆告示 生活保護法の規定による医療機関の指定
- ◆告示 土地配分計画の作成
- ◆告示 鳥取県立農業協同組合講習所規程の廃止
- ◆告示 鹿野町及び大山町と県との間の公平委員会の事務委託
- ◆教委告示 昭和三十六年度県立高等学校専攻科生徒募集
- ◆電気訓令 鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正
- ◆電気規程 鳥取県電気局組織規程の一部改正
- ◆電気規程 鳥取県電気局公印規程の一部改正
- ◆電気規程 鳥取県電気局被服貸与規程の一部改正
- ◆電気規程 鳥取県脊椎発電建設事務所処務規程の廃止
- ◆公告 昭和三十六年二級建築士試験実施要領

附 則		名 称	所 在 地	診療科名	廢 止 理 由	廢止年月日
野島療院		倉吉市瀬崎町二七一四の一	眼科、外科	開設者変更のため	昭和三十五年十二月二十二日	
涌谷病院	"	東岩倉町	内科、小兒科	"	昭和三十六年一月三十一日	

鳥取県告示第百八十三号

百四十九	標準鶏認定申請手数料	一羽につき	五円
百五十	ふ化業者登録申請手数料	千円	
百五十一	ふ化場確認申請手数料	千円	

告 示

鳥取県告示第百八十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一

号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

- 1 この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。
 2 鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中四を次のように改める。

四 削 除

三条の規定により告示する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十
 九条の規定による医療機関を次のように指定したので、
 同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十

全文文案を要するもの	一枚につき	一〇〇円以内
(一) 每葉書きこむもの	二部部数一枚につき	二〇〇円以内
(二) 複写によるもの	二部目から一枚につき	五〇〇円以内
(三) 婚姻又は離婚に関するもの	一枚につき	七〇円以内

戸籍関係届書	一枚につき	六〇円以内
(一) 婚姻又は離婚に関するもの	一枚につき	七〇円以内
(二) その他のもの	一枚につき	七〇円以内

図面	一枚につき	三〇〇円以内
(一) 複雑、細密で特に技能を要するもの	一枚につき	二〇〇円以内
(二) 見取図等簡単なもの	一枚につき	一〇〇円以内

備考	一枚につき	七〇円以内
(一) 邮便はがき	一枚につき	七〇円以内
(二) 履歴書	一枚につき	七〇円以内

書簡類	一枚につき	四〇円以内
(一) 毛筆書のもの	一枚につき	四〇円以内
(二) ペン書のもの	一枚につき	四〇円以内

- 一 書類又は図面の複雑細密で特に文案又は技能、時間を要するものは、あらかじめ依頼者の承諾を得て、前記報酬額の十割以内を加算することができる。
 二 この報酬額の中には、用紙の代金を含むものとする。

ただし、書簡類を除く。
 三 業務に関連して特に経費を要するときは、あらかじめ依頼者の承諾を得て実費及び日当（出張を要する場合に限る。）を請求することができる。

附 則

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のよう改正する。

別表一中第百九十五号を第二百九十八号とし、第二百四十九号から第二百九十四号までを三号ずつ繰り下げ、第二百四十八号の次に次の三号を加える。

縣取告示第百八十四號

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第ア十二条第一項の規定に基いて、封鎖分譲を作成したので、同

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十六年四月一日から施行する。

五 入学の選考及び許可者の発表

1 入学選考の期日は、昭和三十六年四月十日（月）とする。

2 入学選考は、学校長が出願者の提出書類を審査して合否を決定する。ただし、入学志願者が入学定員を超える場合には、選考試験を実施することがある。

3 選考試験を行なう場合は、次の要領による。

イ 期 日 昭和三十六年四月十日（月）午前九時三十分から

ロ 場 所 受検者の志望高等学校

- 二 出願資格
- 1 高等学校の通常課程及び定時制課程を卒業した者
 - 2 学校教育法施行規則第六十九条の各号の一に該当する者
- 三 出願手続
- 1 入学志願者は、第四項に定める出願期間内に次に掲げる書類を各募集高等学校に提出しなければならない。
 - イ 志願者は、入学志願書（教育委員会所定の用紙による。）に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料として三百円の鳥取県収入証紙をはり（消印をしてはならない。）提出しなければならない。
 - ロ 出身学校長の発行する調査書（大学受検用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
 - 2 高等学校長は、前号の願書を受理したときは、志願者に受検証を交付するものとする。
 - 3 入学願書は、各募集高等学校から交付を受けるものとする。
- 4 専攻科の授業料は、次のとおりとする。

- ハ 試験科目 国語、数学、英語
- 4 入学許可者の発表は、昭和三十六年四月十二日とし、各高等学校に掲示するほか、許可者あて通知するものとする。
- 六 出願等に關する質疑
- 募集及び出願に関する質疑については、志望高等学校にて照会すること。
- 七 参考事項
- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別の事項を教授し、研究を指導することを目標として実施するものであり、実施教科は次の五教科とする。
 - 国語、数学、外国語、理科、社会
 - 2 専攻科の修業年限は一年とし、学期は前期（四月一九月）、後期（十月一三月）の二期とする。
 - 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定並びに修了等の措置については、高等学校の通常課程の取扱に準ずるものとする。

鳥取県教育委員会告示第二十四号

昭和三十六年度県立高等学校専攻科生徒を次のとおり募集する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十六年度県立高等学校専攻科生徒募集要項

一 募集学校及び募集定員

高等学校名	課 程	所 在 地	募集定員
鳥取東高等学校	専攻科	○番地鳥取市立川五丁目一一〇番地	約五〇人
倉吉東高等学校	専攻科	一一番地鳥取市堺町二丁目二〇	約五〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町三〇七番	約五〇人

約五〇人

イ 志願者は、入学志願書（教育委員会所定の用紙による。）に必要な事項を記入の上、入学選抜手

数料として三百円の鳥取県収入証紙をはり（消印

をしてはならない。）提出しなければならない。

ロ 出身学校長の発行する調査書（大学受検用の調

査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及

び学力を認定するに足る書類

ハ 出身学校長は、前号の願書を受理したときは、志

願者に受検証を交付するものとする。

イ 入学願書は、各募集高等学校から交付を受けるも

関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 建築に関し、七年以上の実務の経験を有する者備考（なお、外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聽講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については、二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され、受験資格を認められることがあります。）

第二 申込手続

- (1) 申込関係用紙の請求先
県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」という。）
(郵送で請求する場合は、表に「二級建築士試験申込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつたて先明記の返信封筒を必ず同封してください。)
- (2) 申込書類の提出
受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出してください。

第一条中

「発電所及び建設事務所に勤務する職員」を「発電所に勤務する職員並びに発電所の建設及びその調査作業に從事する職員」に改める。

別表の「貸与を受けることのできる職員」欄中
「建設事務所勤務現場監督員及び補助員」を「発電所の建設及びその調査作業に従事する職員」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県官電気事業訓令第三号

局 本 庁 一 般

春 米 発 電 建 設 事 務 所

鳥取県春米発電建設事務所処務規程（昭和三十四年六月鳥取県官電気事業訓令第二号）は、昭和三十六年三月

第一 受験資格
昭和三十六年六月十七日までに次の各号の一に該当する者

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和三十六年二級建築士試験を次の要領により実施する。
昭和三十六年三月三十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗
公 告
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年三月三十一日

三十一日限り廃止する。

00460

00453

受験資格があることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）

又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資格となるべき書類等

(1) 写真（受験票にちよう付すること。）

申込前六月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五、五センチメートル横四センチメートルのもの

(3)

受付

県建築課及び土木出張所で受付たときは、受験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 六月十七日（土曜日）

午後二時から午後三時三十分まで 建築施工

午後三時四十五分から午後五時十五分まで

建築法規

三 携行品

(1)

受験票

(2)

建築関係法令（解説を付したものを探く。）

(3)

鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル、三

午前九時から午前十時三十分まで 建築構造
午前十時四十五分から午後零時十五分まで 建築計画

午後一時から午後五時三十分まで 建築設計製図

備考

(1) メートル法が採用されます。

(2) 建築設計製図の設計課題は、「補強コンクリートブロック造小規模建築」であります。

(3) 昭和三十三年以降の二級建築士試験に一科目以上合格点を得てその科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目試験だけを受けてください。

二 試験の場所

鳥取市立川町五丁目 鳥取県立鳥取工業高等学校

○センチメートルの物指（T定規は禁止）コンパス、デバイダー

(4) 昼食
(5) 上ぞうり

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者は、本人に通知するとともに、県建築課において公告し、試験の科目のうち、一科目以上の合格点を得たものには、その旨本人に通知します。発表の期日は、昭和三十六年八月上旬の予定です。

信による場合は、所要の郵便切手をはつたあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと。)

注意

- (1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは、直ちに県建築課へ連絡してください。
- (2) 詳細については、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、同法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）、同法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）を参照のうえ、不明の点は、県建築課又は土木出張所に問い合わせてください。（通）